

令和7年度
大分県立農業大学校
第1回 外部評価委員会



と き:令和7年7月9日(水)
ところ:農業大学校会議室

次 第

1 開 会

2 学校長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 本校職員紹介

5 議 事 （進行：委員長）

（1）令和 7 年度運営方針の数値目標と主な対策について

（2）その他

6 閉 会

審議事項

令和7年度 運営方針・数値目標・主な対策

運営方針1 活気あふれる学園づくり

【数値目標】基礎学力を備えた入学生60名の確保

《主な対策》

- 1 高校進路指導および高校生への積極的な働きかけ
 - (1) 県内の農業系高校及び普通科高校、私立高校への訪問、情報提供
 - (2) 進路ガイダンス等への積極的な参加と魅力ある学校説明
 - (3) オープンキャンパス「緑の学園」の宣伝強化による参加者増加
 - (4) 入学試験方法の拡大と受験推進

- 2 情報発信の取組
 - (1) SNS（インスタグラム等）での情報発信
 - (2) マスコミ（TV等）による情報発信
 - (3) 市町村、JA等での募集ポスターの掲示
 - (4) 就農相談会等への積極的な参加による情報発信

- 3 高大連携の強化
 - (1) 高校への出前授業や農大体験研修の実施
 - (2) 高校生への農大における課題研究等の紹介
 - (3) 高校PTA研修における農大視察の促進

運営方針2 質の高い教育の提供

【数値目標】 全国プロジェクト発表会出場 1 課題以上

《主な対策》

1 知識・技術の習得

- (1) 基礎知識習得に向けた講義内容の充実
- (2) 農業技術検定取得に向けた取り組み強化
- (3) 作文コンクール等への応募による表現力の向上

2 プロジェクト研究の高度化と地域課題への対応

- (1) 農林水産研究指導センター・振興局や農業法人との連携によるプロジェクト課題の高度化
- (2) 九州大会・全国大会への出場に向けたプロジェクト指導の強化

3 農業法人等の期待に応えられる学生の育成

- (1) 各種資格取得の推進
- (2) G A P 手法の実践に向けた学習の実施
- (3) ドローン等を活用したスマート農業教育の推進
- (4) 校内直売所や量販店等でのマーケティング学習の実施
- (5) 農業・農村のリーダー・指導者の育成を目指した「総合経営特別講座」の実施

運営方針3 農業の担い手確保

【数値目標】 全学生・研修生の進路内定率 100%
就農率 80%以上

《主な対策》

1 農学部

- (1) 農業法人等との情報交換および連携強化
- (2) 農業法人等との就職相談会の実施
- (3) インターンシップ等研修への参加促進
- (4) 担任や進路コーディネーターによる進路面談、受験指導の充実
- (5) 保護者への農業視察研修実施による就農への理解促進
- (6) 卒業生のフォローアップ指導

2 研修部

- (1) 就農に係る講義や先進農家研修による就農意欲の喚起
- (2) 個別面談による研修生の要望や資質に応じた就農コーディネート
- (3) 就農・就職相談会等への参加
- (4) 振興局等との連携による就農支援
- (5) 農業法人等求人情報の提供と進路コーディネーター等による就職支援
- (6) 新たな研修生確保のためのSNSによる情報発信
- (7) 研修生の就農事例収集と事例活用による就農促進

令和7年度 年間学校行事（予定）

月	学校行事			学生会	後援会等
	儀式的行事	一般的行事	保健安全の行事		
4	新任式・開講式 (4/7) 就農準備研修 (4/9) 入寮式 (4/10) 入学式 (4/11)	農業法人等との就職相談会 (4/18)	環境整備 健康診断	歓迎会(4/10)	
5		海外農業体験研修・国内代替研修 (5/25～31)	防災訓練(5/12) 一斉清掃	近県スポーツ大会 (5/16)	後援会監査・役員会 (5/9) 後援会総会 (5/23)
6		農業法人協会との連携会 (6/4) 九州地区農業大学校共同連携会 (6/5～6) 農産物直売「みどりの風」開所式 (6/13) オープンキャンパス「緑の学園」 (6/30)	環境整備委員会	九州地区リーガ ⁺ -研修会 (6/24～25)	九州地区後援会長会議 (6/5～6) 九州地区同窓会長会議 (6/5～6)
7		第1回外部評価委員会 (7/9) プロジェクト発表中間検討会(2年) プロジェクト課題設定検討会(1年)	環境整備		同窓会総会(7/29)
8	夏期休業 (7/19～8/24)	オープンキャンパス「緑の学園」 (8/3)			
9		前期試験 プロジェクト計画発表会(1年) (9/24～26)		九州地区農大親善体育大会 (9/11～12)	
10		農学部推薦入学試験願書受付・試験 (10/3) 先進農家等体験学習 (10/2～23) 大分県農業祭参加 (10/19～19)			後援会研修
11		農大祭 (11/8) 先進農家等体験学習報告会 (11/19) 農学部一般入学試験願書受付・試験 (11/20)	環境整備		
12	冬期休業 (12/24～1/4)	校内プロジェクト・意見発表会 (12/12)			
1		九州地区農大プロジェクト・意見発表会 (1/8～9) 農学部一般入学試験願書受付・試験 (1/29)			
2	閉講式・退寮式 (2/9)	全国農大プロジェクト・意見発表会 (2/5～7) 第2回外部評価委員会 卒業試験 卒業論文提出後期試験			後援会役員会
3	就農準備研修閉講式 (3/6) 卒業式 (3/13) 修了式 (3/16) 春期休業 (3/17～)	農学部一般入学試験願書受付・試験 (3/6) 入学説明会	環境整備		

大分県立農業大学校 学校評価要領

平成 23 年 7 月 1 日 制定

(目的)

第 1 条 この要領は県農業の担い手育成のために求められる質の高い教育を提供するとともに、地域に根ざした開かれた大学校づくりを推進するため、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、大分県立農業大学校(以下「農大」という。)が行う学校評価について定める。

(自己評価)

第 2 条 農大校長は、教育・研修活動その他学校運営の改善を図るため、毎年度重点目標を定め、その達成に必要な評価項目などを設定の上、運営の状況等についての評価(以下「自己評価」という。)を行う。

2 自己評価を実施するため、別紙 1 に定める学内評価会議を設置する。

(外部評価委員会等)

第 3 条 農大が実施した自己評価の結果を踏まえた評価(以下「外部評価」という。)を行うため、農業大学校外部評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、校長が委嘱する別表 1 の委員で構成する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。委員に欠員が生じたときは、これを補充することができることとし、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

5 委員長は委員会を掌理し、副委員長は委員長に事故ある場合はその職務を代理する。

6 農大校長は、外部評価等のため農大の運営・教育・研修の状況、自己評価の結果などについて委員会に報告する。

7 委員会は、外部評価の結果を学校運営に関する意見とともに農大校長に報告をする。

8 農大校長は、委員会からの報告をもとに必要な措置を講ずる。

(公表)

第 4 条 農大校長は、自己評価の結果及び外部評価の結果並びに意見について、農大のホームページなどに公表するとともに、大分県農林水産部新規就業・経営体支援課に報告する。

(その他)

第 5 条 自己評価の実施方法その他学校評価に関することは、農大校長が別に定める。

(別表1)

農業大学校外部評価委員

区 分	関係機関名	職 名
教育関係者	大分県高等学校 教育研究会農業部会	部 会 長
生 産 者	大分県指導農業士会	会 長
〃	大分県農業法人協会	会 長
〃	地元女性農業者	
〃	地元農業関係者	
卒 業 生	大分県立農業大学校同窓会	副 会 長
農業団体	大分県農業協同組合	常務(営農担当)
行 政	豊後大野市	農業振興課長
	大分県	中部振興局農山漁村振興部長

平成23年7月 1日 制定

平成24年4月 1日 改正

平成28年4月 1日 改正

平成31年4月26日 改正

令和 4年4月 1日 改正

(別紙1)

農業大学校外評価委員

区 分	役 職	氏 名
教育関係者	大分県高等学校教育研究会農業部 部会長 大分県立久住高原農業高等学校長	佐藤 智之
生産者	大分県指導農業士会 会長	仲井 貞一
生産者	大分県農業法人協会 会長	上原 隆生
生産者	地元女性農業者 大分県指導農業士会 副会長	植木 美和
卒業生	大分県農業大学校同窓会 副会長	湯浅 正徳
農業団体	大分県農業協同組合 営農担当・常務	宇都宮 隆一
行政	豊後大野市農業振興課長	赤嶺 繁素
行政	大分県中部振興局農山漁村振興部長	生野 栄城

専修学校（農業大学校）における学校評価に関する法令

- 専修学校の学校評価は、平成19年の学校教育法及び同施行規則の改正により、①自己評価の実施・結果の公表に関する義務、及び②学校関係者評価の実施・結果の公表に関する努力義務が課されている。

学校評価に関する関連法令

■学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行ない、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行いその結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規程は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。[学校教育法第133条、学校教育法施行規則第189条等]

専修学校における学校評価ガイドライン（平成25年3月）
文部科学省 生涯学習政策局 より